

居宅介護支援契約書 重要事項説明書

社会福祉法人 民生博愛会
居宅介護支援事業 清華園

重要事項説明書

1. 事業の概要

事業所名	居宅介護支援事業 清華園
所在地	北斗市添山472番地1
事業者指定番号	北海道 0171500523
管理者・連絡先	管理者 貴田 亮司 電話 0138-74-3066
サービス提供地域	北斗市・函館市（旧4町村を除く）・七飯町
法人名	社会福祉法人 民生博愛会
代表者名	理事長 黒萩 裕
所在地・電話	北斗市中央2丁目3-23 電話 0138-73-5148
事業の概要	保育園・特別養護老人ホーム・デイサービス・居宅介護支援事業 短期入所事業・ホームヘルパーステーション

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	業務管理全般	1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務全般	3名（常勤3名、管理者1名含む）

3. 営業時間

区分	平日	土曜日	休祝日
営業時間	8:30～17:00	8:30～17:00	休業

年末年始は「休祝日」の扱いになります。

4. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援事業 清華園	電話	0138-74-3066
	FAX番号	0138-74-3060
	主任	貴田 亮司
	対応時間	「3. 営業時間」を参照

○ 公的機関においても、苦情申出等できます。

北斗市役所介護保険相談窓口	所在地	北斗市中央1丁目3-10
	電話	0138-73-3111 (代表)
	FAX番号	0138-73-1401
	対応時間	平日午前9時から午後5時まで
北海道国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	札幌市中央区南2条西3丁目
	電話	011-231-5161
	FAX番号	011-233-2178
	対応時間	平日午前9時から午後5時まで

5. サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等と

の連絡調整その他の便宜の供与を行います。

- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者に心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は事業者に不当にかたよることがないように、公平中立に行います。
サービスの選定に際し、利用者様はいつでも、複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう担当介護支援専門員に求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
尚、入院の際には介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先へ伝え、計画書と当月の利用票を入院先へお渡し下さい。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等の連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題などについて適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

6. 同一事業者によって提供されたものの割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

7. 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員（ケアマネージャー）及び管理者は、次のとおりです。
サービスについてご相談や不満がある場合にはどんなことでもお寄せください。
- (2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

居宅介護支援専門員 氏名 : _____ 連絡先(電話) : 0138-74-3066

管 理 者 氏名 : 貴田 亮司 連絡先(電話) : 0138-74-3066

8. 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談下さい。

9. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「居宅サービス共通記録」等の書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「居宅サービス共通記録書」等の書面を作成して、利用者に説明のうえ交付します。

- (3) 事業者は、「居宅サービス共通記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

10. 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

11. キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先まで）ご連絡ください。

連絡先(電話) : 0138-74-3066

- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約する事が出来ます。（契約書第6条）。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にもキャンセル料等はありません。

12. 虐待防止への対策

- (1) 事業者は人権の擁護、虐待の発生または再発を防止するため、虐待に対する研修や委員会の設置、解決に向けた取り組みを各関係機関と連携していきます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

13. 第三者評価の実施状況について

- (1) 第三者評価機関による評価は実施しておりません。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者	所在地	北斗市添山472番地1
	事業者名	居宅介護支援事業 清華園
	説明者	印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人または立会人

住 所

氏 名 印